

前提として欠くことのできない文書管理の改善を進めているところでございます。この点につきましては内部の文書管理プロジェクトに基本的事項等を検討させておりましたが、先般、この結果がまとまりましたので、これを基本に文書担当に文書の分類保存の適正化等の文書管理改善の準備作業を進めさせている状況でございます。今後の対応につきましては、これらの文書管理が整備されたのちに公開、非公開情報の基準など、制度の内容を決定して条例化していくことになろうかと存じます。

この制度の内容の決定に際しましては、現在全国で百七十団体、東京都で二十六市中もう十五市ほどの団体が既に情報公開制度を実施しておりますので、これらを参考にいたしました。議員並びに市民の皆さんの御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと、かように思っております。さらに、制度の効率的な運用を図るために、情報公開制度の趣旨等を職員の意識啓発はもとよりのこと、市民の皆さんへの周知、協力をも図ってまいりたいと存じます。

したがって、これらの点を勘案いたしますと、条例制定までには一つ一つの課題を段階的にクリアしていかなければならず、なお三年余りの御猶予をいただきまして、平成六年度中には、それを目途として進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、情報公開につきましましては、基本的には市とすべての市民が相互に協力し合って、よりよいまちづくりを進めていく上で市民の市政への参加促進、あるいは市政の市民意識の向上などを図ることに効果的であり、これらを十分認識して条例化を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を願えればと存じます。

次に、不燃ごみの分別収集について答弁を申し上げます。御承知のように、現在不燃ごみ等はリサイクルセンターで手選別され、約四〇％の資源化がされております。効果を上げていくところでございます。さらにごみ資源化を図っていくためには、家庭から不燃ごみを出すときに分別を、よく細分化していただくことがごみ減量につながっていくと思います。そのためには現在の収集処理体制を若干変えていかなければならないことと、家庭での分別がどこまでできるかが問題になってくるかと思えます。市といたしましても、例えば必要程度に分別して資源ごみの日を設定できればと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんの協力が不可欠であることから、今後ごみ減量推進協議会にも御相談し、検討してまい

りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の教育行政につきましては教育委員会より答弁いたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○以上で遠藤議員さんからの質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） 教育行政について、卒業式、入学式の日丸、君が代の扱いについて御答弁いたします。

これまでの定例議会の一般質問の中でも御答弁いたしました。が、国旗・国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、お互いに尊重し合うことが必要であると考えております。これからの国際化の進展等を考慮いたしましたとき、児童・生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚と国を愛する心を育成し、尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには学校教育において、自国及び他国の国旗・国歌に対する正しい認識を持たせ、尊重する態度を養うことが極めて大切であると考えます。

各学校の卒業式、入学式等における国旗の掲揚、国歌の斉唱が新学習指導要領に則して実施されるよう指導してまいりたいと考えております。以上です。

○市民部長（岩崎好亮君） 横田基地の十二月から二月期の離着陸数について申し上げます。

まず福生市のリサイクルセンターでございますが、十二月の飛行総数は本年は千八百八十九回、前年が千五百五十一回でマイナスの三百六十二回です。一日平均飛行回数は三十八・四回、前年が五十回でございます。マイナスの十一・六回です。昼間ですが、午前七時から十九時の間でございます。九百八回、前年が千七百七十四回、マイナスの二百六十六回です。夕刻でございますが、十九時から二十二時の間でございます。二百二十八回、前年が三百十九回でマイナスの九十一回でございます。夜間ですが、二十二時から午前七時まででございます。今年が五十三回、前年が五十八回、マイナスの五回でございます。最高飛行日及び回数ですが、十二月三日百六十四回、前年が十二月二十八日で百八十一回、マイナスの十七回でございます。騒音最高日及びホーンですが、十二月六日百十ホーン、前年が十二月十八日で百十四ホーンでありまして、マイナスの四ホーンでございます。

次に一月でございますが、飛行総数は千百五十四回、前年が二千二百三十回、マイナスの千七十六回で

す。一日平均飛行回数は三十七・二回、前年が七十一・九回、マイナスの三十四・七回でございます。昼間でございますが九百十回、前年は千八百十五回、マイナスの九百五回です。夕刻ですが百七十五回、前年が三百四十五回、マイナスの百七十回です。夜間ですが六十九回、前年が七十回、マイナスの一回です。最高飛行日及び回数ですが、一月八日百二十三回、前年が一月三十日百六十三回、マイナスの四十回です。騒音最高日及びホーンですが、一月十七日百六ホーン、前年が一月四日百十五ホーン、マイナスの九ホーンです。

次に二月でございますが、飛行総数九百十一回、前年が千三百回でマイナスの三百八十九回、一日平均飛行回数は三十二・五回、前年が四十六・四回、マイナスの十三・九回です。昼間ですが六百三十三回、前年が千三十七回、マイナスの四百四回です。夕刻百九十七回、前年が二百六回、マイナスの九回です。夜間八十一回、前年が五十七回でプラスの二十四回です。最高飛行日及び回数ですが二月十一日百十八回、前年が二月七日百三回十五回の増でございます。騒音最高日及びホーンですが二月二十七日百十二ホーン、前年が二月二日百十三ホーンでマイナスの一ホーンです。

次に、測定場所が福生市の市役所の屋上でございますが、十二月は飛行総数は百六十回、一日平均回数は五・一回です。昼間が、午前七時から十九時でございますが百三十七回、夕刻十九時から二十二時で十六回、夜間が二十二時から午前七時で七回、最高飛行日及び回数ですが十二月三日三十回、騒音最高日及びホーンですが十二月六日九十四ホーン。

次に一月です。飛行総数は百八十八回、一日平均飛行回数は六・一回、昼間が百五十六回、夕刻二十三回、夜間が九回、最高飛行日及び回数ですが一月五日二十六回、騒音最高日及びホーンですが、一月三十日九十四ホーン。

次に二月ですが、飛行総数は百八十八回、一日平均飛行回数は六・七回、昼間が百五十九回、夕刻が二十三回、夜間が六回、最高飛行日及び回数ですが二月十七日五十三回、騒音最高日及びホーンですが二月五日八十九ホーンでございます。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 自席から再質問を続けます。

最初の湾岸戦争の評価、市長はどう思っているかということ、それから影響ということですが、確かにおっしゃるとおり警戒飛行と称するヘリコプターがものすごくうるさくて夜中じゅう飛んでいたわけですね。私の住んでいる東福生の駅の辺りは非常にやかましかったのですけれども、約三百名前後が中東に行ったのではないかといいことですか。そうしますと、やはり市内に住んでいる軍人や軍属の家族や関係者からも随分行ったのではないかといいふうに思います。それで、現実には今、市民部長の方から飛行回数ということをお願いしましたけれども、影響でやはり圧倒的に減っている。ということは答弁の中にありましたが、C130は十数機程度残っているだけだと。たぶん十数機残っているということはきちんとかウントなさって、なおかつそれが違う飛行機かということを確認なさった上だと思えますけれども、そうでなければ同じ飛行機、出たり入ったりしているわけで、十数機確認したなんてことは言えないと思えますけれども、その辺はどっちでもいいのですが、とにかく全体としては減ったということになると思えます。

世界で戦争が起これば確実に横田基地というのは影響があるのだということが証明されたというふうに思うのです。今までは例えばこういうことだったと思うのです。韓国で、今も行われていますけれども、米軍と韓国軍の合同演習のチームスピリットなんかがあると、そこに横田基地から大規模参加をしているのだということ、例えば北東アジアと言われている部分での緊張があったときに横田基地というのは大変に仕事をするのだというふうになっていたわけですね。しかし、現実には中東で事が起こってもやはり横田基地には影響するのだということから言いますと、僕は世界のどの地帯で紛争があったとしても、中東まではちょうど地球の半分ですから、アメリカから見ればたぶん東半分だというふうに思いますけれども、そうしたところで実際に事が起これば横田基地は必ずその戦争に巻き込まれていくのだということがあると思うのです。それは市長も認識しておられるとおり、そういうことが行われるのだと思うのです。こういった基地が私たちの町にあるのだと、もうつまりよそごと、人ごとではなくて、現実には大変な空爆などがあるれば、かつてベトナム戦争のときもそうでしたけれども、こうした湾岸地域での紛争が起これば、あるいは戦争が起これば確実にそこで使われることになるのだと。そのときに、今回の市長のやったこと

というのは、要するに安全を確保してくださいと言っただけなわけでしょう。僕はここで伺っておきたいのは、市長はこうした戦争についてのきちんとした評価、つまり戦争の虚しさを感じて残念であるというふうにおっしゃっているわけですから、戦争を早期にやめてほしいというふうな申し入れをしたのですか。それとも安全対策だけでくださいということ、戦争終結という形でしたのだろうと思いますけれども、それは申し入れですか。それとも何か申し入れ文書で基地の司令官に対して、あるいは在日米軍の司令官に対して行ったということでしょうか。そこら辺についてはぜひ伺っておきたいと思っています。

特に、僕は市長にもう少し伺っておきたいのは、日本政府、市長も今の自民党の推薦という形で市長になられてきたと思いますけれども、今度の政府の行おうとしている、あるいは戦争が終わっても続けようとしている九十億ドルの資金援助については市長はどのようにお考えかということ伺っていききたいというふうに思っています。それは市長としてどう思っているのかということ、それをぜひ伺って、日本がどのような形で参加を、戦争にいずれにしても参加をしていく形になってしまったわけですが、それについても、それについてはどのように考えているかということ伺っておきたいと思っています。

それからもう一つは、先ほどもちょっと触れたのですが、相模原の補給廠から二月三日の日曜日に、具体的にダラン行きの荷物が緊急に運ばれて横田基地から飛んだというふうには、実際には市民団体の人が見て、写真も撮ったりしていることがあって、たぶんニュースをお読みになったと思います。NHKローカルでも流れたのですけれども、こうした形で緊急の輸送が横田基地から行われていくのだと、そういった形で戦争へのかかわりが非常に強いというふうに思うのですけれども、そういうことにつきましても市長はどのようにお考えなのか。つまり、一般的に戦争がいけないというのではなくて、まさに市長が市長をしておられる我がまちにある横田基地が、そういった戦争の中に大きく含み込まれるということに対してどのようにお考えかということ伺っておきたいと思っています。

それから二番目ですけれども、NHKの受信料のことです。先ほどこういうことを伺ったつもりなので、つまり、原因は国にあるから国に要請するのだということ、前回の議会でもそのことを伺っているわけですが、市長は今現実に市民の皆さんが持っている不公平感みたいなものについてはどのような

にお考えかということ伺いたいです。少なくとも今手元に資料がたぶんあると思うけれども、市長の住んでおられる辺りはたぶんNHK受信料半額地域ではないかというふうに思うのです。私が調べてきた地図の限りでは、市長のお家の辺りから熊川団地にかけてはたぶん半額地域だと思います。実際にはそうでない地域の方もいらっしゃるわけで、そこら辺については市長はどのようにお考えなのかと伺ってみたいのです。つまり、今までずっと横田基地と市政との関係、市民への影響ということとずっと議会の中でも尋ねてきたわけで、その中で非常にきりしたのは、壇上でも申し上げましたけれども、市内のどこに住んでいてもやはり騒音の激しいところに余り変化はないということについては、特にE2Cの飛行のときに証明されたと思うのです。私たちが座っている議会の時も、市役所の上も大変に飛行機が飛びましたし、それからいえば騒音は町の中どこにいても、余り逃げも隠れもできないというふうのは、E2Cはやはり皆さんが賛成しなかった、むしろ積極的に反対している理由はそこだということに思うのです。市民生活に影響のあるような形の騒音についてはやはりこぞって反対するのだということになっていくのだと思うのですけれども、そうした中で具体的な救済措置というふうに言っているのかどうかかわりませんけれども、せめてNHKの受信料ぐらい、つまりテレビを見るときの権利ぐらいはあっていいじゃないかと、受信料ぐらいは半分ぐらいは市がもった方が いいじゃないかと思う人が多いと思いますけれども、実際現実にそうした不公平、あるいはその意味では均一ではないということに対して市長はどのようにお考えかということ伺っておきたいのです。そのことを、僕は市費で行うべきだと思いますけれども、一体市長はそういった不公平感についてはどのようにお感じになって、どのようにお考えになっているのかということ伺っておきたいと思っています。

それから、十二月から二月期の離着陸数を伺いました。確かに激しく減少しているわけです。先ほど市長も影響があったのだというふうにお答えになっているわけですが、恐らく、例えばこの数、十二月期でもそうですし、一月期でもそうですけれども、実際には前々年度比から比べていきますとそんなに少なくなっていないかなという月もあるのですが、一日平均三十二・五回というのは大変少ないというふう

ていいと思うのです。今まで私たちが一般的に市の大体一日平均四十機から七十機ぐらいが一日の飛行ではないかと思っていたわけですから、それから言いますと大変に飛行量が減少してきたというふうに思っているわけですね。市長に伺っておきたいのはこれからのことなのですけれども、要するに昨年のデータを見ても六月、七月と多かったですね。七月は特に前年度比の一五〇%位の飛行量になっているわけですね。戦争終決と同時に、もしも撤退ということになっていきますと、また飛行量というのは激しくなってくるのではないかといい心配があるのですけれども、こうした先のことについては市長はどのようにお考えなのかということをお聞きしたいのと、それからそれに対する対策を立てなければいけないというふうに思いますが、そこについての見通しはどのようにお考えになっているかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つは、今十二月、一月、二月というふうに伺ったのですけれども、本年は三が日の飛行というのは比較的なかったはずなのです。私は申し入れが功を奏したというふうに思っていますけれども、三が日の飛行データはどのようなになっているのか次に伺っていききたいというふうに思います。

それから次に、情報公開のことなのですが、市長の御答弁というのは前回、前々回とほとんど変わらなくて、要するにどこに問題があるかと言いますと、簡単に言えば、ここは市長にもうちょっと伺っておきたいのですけれども、今までの文書整理が終わらないからできないのだと、つまりそこに大ネックがあるのだという説明なのです。つまり物理的な理由なのです。それで僕はこういう考え方にならないのか伺っておきたいのですけれども、例えば条例を施行する日から以降でも構わないのだから、そこからはよいいどころとすることはできるのかどうかということについて市長はどういうお考えをお持ちなのか伺っておきたいのです。つまり、どこでもそうなのですけれども、情報公開にかかわる最大の問題はそこなのです。壇上でも言いましたけれども、最初から文書を整理し、検索し、並び変えるために文書はつくってないのです。だから過去の文書が山のようになるのは極々当然なのです。そのことをもう責めるわけにもいかないし、当たり前のことなのです。しかし、一定の文書を全部整理するまでは公開をできないのだということになってくるとどんどん遅れてくるのです。だから平成六年度中にとおっしゃっている

けれども、前回、二年前に質問したときは両三年というようだった、だから現実にはずれてくるのです。それからいえば、例えば那覇市の例を僕はさっきちょっと挙げましたけれども、那覇市はどうしているかというところ、施行した日からやりますよということだったのです。施行しておいて、一方では文書の整理を続けていくということをしているわけですね。そのことで市民に対する基本的な文書公開の態度というものを明らかにしたいわけですね。そういう考え方がないかということをお聞きしたいのと、もう一つは基本的な情報公開条例をつくっていくときの基本の考え方の問題ですね。要するに那覇の公開条例というのは恐らく今私たちが持っている公開条例の中で最も、第一条の目的というところが非常に優れていると僕は思うのですけれども、こういうふうになっているのです。「日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障すること」が、つまりこの条例をつくる一つの目的なのだというふうに言っているわけですね。僕はいろいろ条例を調べたけれども、憲法にかかわっている基本的人権として権利を保障するなんていう条例はここだけですね、やはり。それは基本的にはもちろん市民の知る権利ということの概念はあるかも知れませんが、憲法概念からきちんときていような条例のつくり方、つまり憲法の精神をきちんと市政にまで生かしているところからいえば那覇市は非常に優れているというふうに思うのです。

そこで伺っていくわけなのですが、基本的な精神として、こうした那覇市の持っているような日本国憲法の基本的人権をもとにして、私たち市民にも積極的に市政に関する権利を持つ、あるいは市としてはそのことを、行政としてはそのことを市民の皆さんと一緒に考えるのだというようなお気持ちはあると思いますけれども、そのところの考え方についてもう一回詳しく伺いたいと思っています。その上で先ほど出てきました基準づくり、その他が出てくると思うのです。

それからもう一つ質問なのですが、ここで福生市は防衛施設庁から防衛施設関連市町村に対して行われた、防衛施設関連市町村が施設に関する情報については慎重な取り扱いをしてほしいという文書をいただいていますか。そこをちょっと伺いたいです。つまり、相模原もそうですし、那覇もそうですし、防衛施設庁が特に公開条例を持っている市町村に対してそうなのだと思いますけれども、防衛に関する文書公開に

ついでには慎重になれという文書を出しているのです。そのコピーがありますけれども、それらについて福生市は受け取ったことがあるのかどうかということをおきたいのです。それはつまり、余り防衛に関する情報は出してくれるなということなのですね、基本は。そこが僕は、事によったら福生市がなかなか公開条例をつくってくださらない理由ではないかと心配しているわけです。むしろそんなのじゃないというならば僕は安心できるのです。そういうような文書を実際に受け取っているのかどうかというところが一つと、それから国の方も条例というか、情報公開法をつくりたがっているのです。それで原案が連合参議院その他から出ているのですけれども、その中でははっきり防衛に関する情報については制限しましょうとあらかじめ言っているのです。国に対しての法律をつくらせる態度などというのはもう、今言ったとおり防衛についてはとにかく知らんことだと、あれはあっちに置いてなんてことを言っているのです。そこから発生するようなことを今言っているわけですから、そういった情報に関する問題についてはどうなのかと、そういうような文書を受け取ったのかどうかということと二つです。市長に基本的な情報公開条例に関する考え方の問題と、具体的にはそういうことだという。

各地いろいろがんばって、どこでもこういったリーフをつくってしまして、那覇市も現実に今、情報公開条例などというおかげさなものでなくて、もっと本当に身近に、皆さんが知りたいことを窓口に行つて尋ねると親切に教えてくださる。開示のための、もちろん公開のための申し入れ書とか、こういった請求書みたいなものはあるのです。でもほとんどはこういった請求書などは使わなくても窓口で大体「ああ、その情報だったらここに聞きますよ」という形でやってくさっているのです。こうした実際の行政の運用上のことで解決している問題もあれば、一方では那覇市の対潜水艦通信センターの図面を出す出さないと裁判をやっているのは御承知のとおりですね。そういうようなことがあるわけで、具体的な考え方としては、こういうような、文書公開に関するようなことに関しての基本的な、だれでもできるような文書公開みたいなこと、あるいはだれでも聞けるような市の情報の公開というような形でもってつくっていくという姿勢があるかどうかということも三番目に伺っておきたいと思ひます。

それから次ですけれども、ごみの問題です。ごみは市長も答弁の中で言ってますけれども、確かに分別

していくことがやはり大事なことです。それで例えば先ほども壇上でも言いましたけれども、一つは行政の方のシステムの問題と、やはり私たち市民の方の問題がありまして、ただ、行政の方としてはもしも資源ごみの回収、あるいはごみ分別収集ということに踏み切りたいとすれば、一体行政的にはどれくらい金のかかっていくものなのかというのがあると思うのです。それで、実際には行政のやることですから、お金がかかるからといってやらないという種のものではありませんけれども、しかしながら、現実に例えば次年度、次々年度からやりたいということであれば、一体何が必要なことと、何が困難なことなのかという整理はきちんとされているというふうに思うのです。その上で分別収集に踏み切っていくのだと、確かにほかの町を訪ねてみても容易なことではないですよ。つまり、例えばプラスチックの蓋があったらまずそれを取ったり、それからビンの色を見て、それからメーカーのはっきりしない、例えば清涼飲料水で引き取るところもありますよね、そういったものをちゃんと分けて、だから、こういうかごが三つぐらい道路わきに並んでいるわけです。その中へ入れている。

それからドイツなんかの例だとビンと、それから缶を入れる箱がありまして、その中へ放り込むわけですから、そういったことを市民の皆さんに相当がんばってもらわないと現実にはできないということになっていくはずなんです。それも実際は、例えば色なしビンなんかを集めても現実には、前回の答弁の中でもそうですけれども、現実にはカレット化していくという形にはなっていないと思いますけれども、今の状態、つまり、とにかく燃えないものであれば出していくという形から、少なくとも初期段階でもかまいませんから、ビンと缶に分けられるような状態までに市が現実に進んでいくとすれば一体何が必要なのか、あるいはどういうような予算的な措置が必要なのか、どういったようなソフト、つまり、市民の皆さんにお願いするわけですから、そういったことの手段に対してお金や時間がかかるのかということとを具体的にもしも試算をなさっている、つまり全体的には分別収集をやるといふさっきの市長のお話の前提ですけれども、どのような形を考えておられるのか、ちょっと知りたいと思ひます。そのことで市民の皆さんに対してはやはり先々分別収集になってくるのだというように形を一緒に考えていくのだというようになことであると思うのです。今度の施政方針の中でもプラスチックの問題、その他については出て

きているわけで、行政が努力をしていることは僕はあると思うのです。その上にさらに一体何が必要なのかということを示すためにはどういうふうになっていくのかということをお伺っていききたいというふうに思っています。

それから教育行政のことなのですけれども、いつものとおり同じようなお答えがやはり出てきているわけで、たぶんこれについてはもう何もお考えになってはいなくて、そこにあるずっと同じ文章をお読みになっているだけだろうというふうに思うのです。そうすると、これは前々回、前回というふうに伺ってきただけですけれども、指導していくのだという形ですね。それはあれですか、具体的に指導文書を下ろすとか、学校長をきちんと招集して指導が徹底するようにという形で具体的な指示を学校現場に対して与えていくという形になるのかということをお伺しておきたいのです。つまり、今までのやりとりのなかでは、学校の中の行事に関することについては、つまり学校長の範囲だというようなことでしたね。今度はだからそこについては触れてないわけで、現実には校長さんを一人一人呼んで、お前やれよという話はないのではありませんかと思えますけれども、具体的にどのような形を行っていくつもりなのか、あるいはつまり、その指導の中身をちょっと知りたいというふうに思っています。

僕は基本的には学校の行事に関することはやはり学校の中の問題ですから、学校の中で解決されるべきだというふうに思っているわけです。教育委員会の行える範囲のことがあるわけですから、その限りでは学校行事の一つ一つに至るまでは僕は干渉できないだろうというふうに思っているのです。教育長も学校現場から来られた方だからよくわかりだと思えますけれども、学校の中にあるきちんとした管理者と、それから働く人たちの話し合いの中で事が進められていくのが最も学校運営にとっては円滑な方法だというふうに自覚しているのかとしゃると思うのです。そういった上で一体どのような形の指導というふうにお考えになっているのかを具体的に伺っていききたいと思えます。

○市長（石川彌八郎君）

自席から二、三答弁をさせていただきます。

まず、司令官に二月十三日に会ったわけですが、先ほどのものは口頭で申し入れたわけですが、

それから九十億ドルの件でございますが、これは国際社会の一員として、私はやはり当然であるというふうに思っておるところであります。

それから、ダーラン行きの物資の件でございますが、これは横田基地が基地であるというふうなことからいたしますれば、これはいたしかたがないのではないかというふうな認識でございます。

NHKの受信料の問題でございますけれども、確かに不公平感というものは、これはございますけれども、しかしやはり国に要請をして、そしてお願いをすると、このような考えで目下のところおります。

また、騒音の問題がこれから云々というふうな話でございますけれども、これもやはりいつも申し上げておるように、国に粘り強くやはり、そうでないように、やはりE2Cの問題等々要請をしていくと、こういうことでございます。

それからあと、情報公開の条例制定の問題でございますけれども、これも先ほど申し上げましたとおりでございます、やはりいろいろプライバシーの問題もあるし、ちゃんとした受皿をつくった上で条例制定をしていくという方が賢明であるというふうなことで、このように申した次第でございます。

それから情報公開の取り扱いに関する文書が防衛の方からというふうなことでございますが、これは来ておりません。

あと、担当の方から補足がございましたらお願いしたいと思います。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、情報公開に関係して二、三補足答弁させていただきます。ただいま御質問の中で、視察をされまして、那覇の例が示されたわけでございますが、確かに文書の整理と文書管理の改善と二つの問題がございまして、よその市の情報公開制度等を見ますと、その中ではやはり条例が整備されたからあとの文書について公開していくのだと、そういう制度になっているのがほとんどでございます。ただ、私どもの方は前からいろいろ御質問をされて、そのときに答弁しているのとおり、現在の文書管理制度、システムと申しますか、それが大変古い話ですけれども、三十九年に整備されてそのまま現在までできていると、その間に職員数の増加、あるいは事務所の分散等もございまして非常になんか現在の管理方式、そういったものに非常に問題が出てきておると、そういうふうな

ことと、それからもう一つは情報公開を進めるといふふうな形になりますと、どうしても現在の環境の中ではそれぞれの課の中に文書の検索ができるような形でのファイル、保存、そういったものが必要だろうと、そういうふうな形になりました。文書管理プロジェクトの中では昨年の六月末に報告書がまとまったわけでございますけれども、その中でも今のような問題につきましては、集中管理方式から一部、現況からしまして二年程度というふうな形になるかと思えますけれども、文書についてはそれぞれの課で保管をしていただくと。その後に集中して管理すると。そんなふうな形で整備をさせてもらうという形で現在準備を進めているわけでございますが、そういうふうな形での文書管理システムが確立できませんとなかなか、今度公開制度に踏み切った場合に若干混乱が出てくる、そういうこともございまして、とりあえず今のスケジュールからいきますと平成三年度中に新しい文書管理システムを確立いたしました。四年度の中で新しい管理システムに基づきまして文書の保管をしていただくと、その保管の状況等がある程度勘案した中で、今度情報公開に向けての検討委員会、この中で一番問題になるのはやはり情報の非公開の部分、そういったものに対する基準が一番問題になるわけでございます。当面現在の文書の把握と、それから職員によりますところのそういった基準を設けまして、その後には市民等を含めたいわゆる懇話会、他市では、先進市では大体懇話会というふうな名前が使われているわけでございますけれども、そういうものに試案をかけまして、その後には条例整備を進めたいと、そういったことを考えております。

この文書の関係につきましてはかなり職員への周知徹底、あるいは当然のことでございますけれども市民への周知、そういったこともございますので、それらの期間等もある程度いただきました。できれば平成六年度の当初からこの制度が運用できるようにしていきたいと、そんなふうな形で現在の、この情報公開についてはスケジュールを考えているわけでございます。

それからこの情報公開の制度の中で、一つは今の情報を公開にするか非公開にするかという問題と、もう一つは市民だけを対象に公開していくのか、あるいはだれでも対象にしていくのかと、そういうところがあります。先進市のこの制度等を見ますとその辺のところは分かれているわけでございますけれども、その辺については今後検討する中で決めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君）　まず、リサイクルセンターの騒音のことで、三が日はどうなっているかという御質問でございますので、リサイクルセンターでは一月一日は十一回です。それから二日が十二回、それから三日が二十回でございます。前年が一日が十回で、二日が四十回でございました。それから三日が三十九回でございました。

なお、最高のホーンですが一日が九十五ホーンです。それから二日が九十四ホーン、三日が九十五ホーンでございます。前年是一日が百一ホーンありまして、二日が百四ホーン、三日が百七ホーンでございます。それから市役所の屋上でございますが、一日はカウントしなかった、いわゆる飛ばなかったということでございます。それから二日が一回でこれは七十八ホーンです。三日はゼロでございます。

次に、ごみの問題についていろいろ御質問をいただきましたので答弁させていただきます。まず、どんな問題が困難なのかと、こういう御質問でございますが、私の方で検討する中で、一つは収集場所が大変な問題があるだろうということでございます。例えば今現在は路上で収集しておりますが、団地とかマンション等、特別の集合住宅以外はいわゆる路上でしておりますので、ごみの収集のかごだとか、いろいろなところに置く場所が非常に難しいのではないかと、交通の方から考えますと、交通上かなり問題になりはしないかと、こういう問題が出てきているので大変だということですが、したがって、路上でなくて道路に面する地主さんが民地を貸してくださるとかなりいいのではないかと、いろいろな困難さを持っております。いわゆる市民の協力ができないのではないかと、いろいろな困難さを持っております。

それから、それだけではということ、できれば私の方の方法といたしましては、例えば公共用地とか町会の広場を一時借りて、そこへいわゆる不燃物のビンとか缶を持って来てもらったらどうかというようなことを検討しておるわけでありまして、これもです。今度は収集場所が若干遠くなりますので、市民の方のよりよい協力がなくなかなかこれできないのかなという、いわゆる困難さを伴っているということでございます。

そういうことでございますので、今までのいわゆる収集体制をそういう面では若干変えなければできな

いのかということでございます。そういうことがありますので、今後不燃ごみにつきましてはごみ減量の推進協議会の方にもいろいろ意見を聞いて、どうしたらいいのだろうということを検討してもらって、皆さんによりよい意見をお聞きして、分別収集にして、できるだけごみ減量に努めたいというふうに思っているわけでございます。

次に例えば、それでは分別収集した場合どの程度の費用がかかるのかという御質問でございます。私の方で、先ほちょっと市長からも答弁しておりますが、ごみ減量をこういうふうにした場合にということ、私の方では例えば、先ほど申し上げましたごみを分別するのに分別の日をつくります。例えば月に二回ほど設けまして、先ほど言いましたように公園等に持って来てもらう、そういうふうには収集したどうかということになりますと、それ相応の費用がかかるということとはわかるわけでありまして、月に二回、それで地域的には車などの能力からいきますと四台ほど必要ではないかと、熊川地区と、例えば福生地区、二台ずつぐらい一日にやらないといけない。したがって、八台はどうしても動かさないとなかなか回り切れないのではないかとこの計算はしておるところでございます。そのいわゆる収集の業者に委託料も払わなければいけないというようなことで、その辺の費用の問題が一つございます。

それからもう一つは、ここに分別の収集所をつくるという看板といいますか、宣伝といいますか、そういう周知徹底するいわゆる告示板みたいなものをつくらなければいけないのではないかとこのようにことが一つ考えられます。

それから、いわゆるビンとか缶の収集箱をやはりつくらなければいけないのかと、収集する場所もある程度必要じゃないかというようなことを考えますと、これは本当のおおざっぱな数字でございますが、いろいろな面を考えますと、施設費を考えますと約五千万円ぐらいかかるのではないかとこのように思います。施設費がなくなると、一回目の施設をつくってしまえばあとは今度は収集のことだけですから、収集の場合ですと車の業者をお願いし収集していただくということになりますと、月に約八十万円程度はかかりはしないかというようなことで、これも年間では一千万円ぐらいかかるのではないかとこのように計算はしております。ただ、これは本当の試算でございまして、どうなるのかなというのは今後の課題でござ

いたしますので、特に一つの例として挙げさせていただいたということでございます。

それから次に私の方で、市役所だけでひとつできるという、市役所だけでやるということには、一つは先ほちょっと申し上げましたごみの、ごみそのものというか、ごみのかさといいますか、容積を小さくする破砕機をリサイクルセンターにお願いして、発泡スチロールを小さくして処分するという、これは量そのものよりもかさを小さくするということ、御質問の趣旨とちょっと違うかも知れませんが、そのようなことで努力しているということでございます。以上です。

○教育長（来住野和也君） 国旗・国歌問題に問うる学校長への指導は具体的にどんなふうかという御質問にお答えいたします。

御承知のように、この国旗・国歌の位置づけというのは、学校教育の内部での位置づけというのはどこに定められているかと申しますと、学習指導要領という中に定められております。これは最近では新というのがついておりますけれども、この新学習指導要領の趣旨の徹底というのが私ども教育委員会に課せられた責務でございますが、これは通常校長会を通して行っております。

それから、学校長としては新しい学習指導要領の趣旨の徹底を教職員に対して図ると同時に、年間の教育課程を編成し、これを実施する責任を学校長が持っております。そういった意味では学校長の責務の範囲に入るわけでありまして、私どもの方といたしましては、新学習指導要領の趣旨を徹底するようにというのを校長会等で再三申し上げるというような形で、具体的な指導という意味ではしておると、つまり、特別にこれを取り上げているということではなくて、総体的に新学習指導要領をよく理解して、ここにあらる趣旨をしっかりと教職員に徹底をさせ、そしてその年の教育課程にしっかりと反映させるようにという、そういうことで学校長に対して私どもの方で指導していると、そういうことでございます。

○議長（仲村清信君） 一時まで休憩いたします。

午前 十二時

休憩

午後 一時

開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、署名議員の一部に欠員がありますので、十番村野和一郎君を補充いたします。

引き続き一般質問を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 最初の湾岸戦争に関する事で、市長の考えということで、私の方はここまでにしていきたいというふうに思います。ただ、さっきの九十億ドルは国際社会の中で当然であるというふうにおっしゃっているわけですが、現実には負担をするのは国民の一人一人なわけでして、大変な負担増になるということがあると、これが今度の予算の中でも議論されることになると思いますけれども、現実に九十億ドル拠出が私たちのような地方自治体にどのような形で波及をするのか、あるいはしないのかということについてはどのような認識をお持ちなのかということを経最後に伺いたいというふうに思います。

それから、今後基地については輸送量が必ずふえるだろうという予想があるわけですが、特にダーランへの緊急輸送みたいなことが行われた、僕はここのもので大変大事なのは、何というのかな、日本政府は基地があるからそういうことは当然だというふうに言うでしょうし、市長もそういうふうにお思いかも知れないけれども、しかし、市民の意識とすれば、戦争に巻き込まれたくないのだという意識は強いというふうに思うのです。そんな中で一体私たちの町がどういうふうに関与していかなくていいのかという事に対する非常に敏感な意識があるというふうに思うのです。先ほどもちょっと言いましたけれども、僕らも毎週本当に小さな、子供とお母さんだけのデモみたいなものですけれども、毎回七十人を超すような人が集まって、小さな声かも知れないけれども、とにかく基地の周りで戦争はやめてくださいというふうに言い続けたわけです。そういうことからいっても、今後も基地に対するきちんとした見解や方針や方向を持っていたきたいというふうに思います。私が第一番目のことで、湾岸戦争に関する事での質問は、つまり私たちのような地方自治体にどのような影響があるかということをお考えかということを経最後に伺いたいと思います。

それから次がNHKの受信料の問題です。これについてはやはり、市長は不公平であるということにつ

いては認識はしていらっしゃるというふうにさっきの答弁で伺ったわけです。私はやはり自治体の中で、市民の中に不公平感、あるいは具体的な不公平があつてはならないというふうに思いますし、市民の皆さんにとっては騒音、一日も早く騒音がなくなるということが望ましいわけで、今回の施政方針の中でもやはり基地は、少しづつでも基地に対する考え方は変わってきているのだというふうに思います。そうした中で、こうした不公平感をやはりなくするのだというようにことを考え、最後に確認のために御答弁願いたいわけですが、市としては市費でこのようなことについて負担をする気はないのだと、今のところはないのだということについて確認をしていきたいと思いますが、それでよろしいのかということを経伺っていききたいというふうに思います。

それから次が、十二月から二月期の離着陸数のところで、特に正月三が日のところを伺いました。本年はやはり市民の要望に非常に近い形、つまり三が日飛んでくれるなという形は、私は市民の思いや、あるいは市当局の思い、あるいは市長の思いというのは伝わったのではないかと思いますけれども、今後も含めて、うるさい中で正月三が日ぐらひは静かな日をとということ、これらについての要請行動は引き続き行っていたきたいというふうに思います。

それから次の情報公開条例のことですけれども、どうしても問題になってくるのが、この間の答弁もありました。現実にも、ずっと一貫して公文書の整理と検索のところの問題なのだということがあるわけです。現実にもそれが、今の答弁の中ですと平成六年ぐらひにはいけるのではないかと、今思いますが、先ほども、そのときに、先ほども申し上げましたけれども、市長の方に伺っておきたいのは、先ほど那覇の例を挙げたわけですが、条例の精神みたいなものはどういうふうにかと考えていくのかということ一つと、それからもう一つは、ここで情報公開と常に裏腹になっている問題は、個人情報保護の問題があるわけですね。個人情報保護の問題につきましては、今までの一般質問の中でもかつて行ってきたわけで、そのときにも個人情報保護の保護条例については早急に整備をしますということだったわけですが、現実は規則がありますよね、電算使用に関する個人情報に関する規則があつて、当面は規則で運用しているのだということだったわけですが、それで、市のお知らせその他にも「あなたの個人情報については開示

されますよ」というお知らせが出まして、私は自治体としては非常に一つ前へ進んだなという気はしているわけですが、この中では、では条例化についてはどのように考えているのかということを三度目の質問で伺っていきたいと思っています。規則というのと条例というのは当然扱い方が違ってくるわけですし、自治体がそれぞれ持っている個人情報、つまり情報公開に対する態度並びに個人情報に対する態度というものが、その条例で明らかにしていくと思いますけれども、個人情報の保護条例についてはどのような形でお考えかというのを伺っていききたいと思います。

それから次のごみの減量対策の問題ですけれども、今伺った限りでは分別収集へ向かって研究をしているのだということだと思います。それで、できるだけ早く分別収集にしていただきたいと思えますし、やはりこの中でも決定的に重大なのはハードの面、つまり土地を捜すのは大変だと思えますけれども、それ以上にごみを出す市民の態度というのですか、そういうところがやはり決定的に大事だと思っています。ここで質問は、私たちと同じようにごみを扱っている組合があるわけですね。ここだと羽村、瑞穂、青梅と一緒にやっているわけで、それらの近隣の市や町はこの分別収集についてはどのような考え方を持っているのでしょうか。つまり、それによって燃えないごみ、特に燃えるごみへの影響が出てくると思えますけれども、できればそういった組合参加の市や町が足並をそろえていくというのが望ましい形ではないかと思っていますけれども、こういった西多摩衛生組合に参加をしているような自治体の足並はどのような形になっているかということを三番目に伺いたいというふうに思っています。

それから四番目の教育行政についてですが、教育長のお考えというのは大体わかりました。私の方としては、これは要望だけですけれども、こういった、言ってみれば日の丸、君が代の扱いに関しては、もう新指導要領があるのだからこれを守りなさいということだけなんだということだと思ふのです。だから、その間には当然大切にされるべき学校行事の問題は学校の中でというような問題であるとか、それから校長や、あるいは教職員が話し合っているいろいろなことを考えていくというような形で学校運営することの意識は全くないわけで、これはそれなりの考え方だと思います。

それは非常に今の教育長並びに教育委員会の考え方を反映しているわけで、それから言いますとふり幅

がないというか、とにかく自治体の教育委員会などというものは、つまり国の方針なり指導要領があればそこから一步も出ないのだぞと、そこに関する基本的な考え方は国に準ずるだけなのだ、そういうことだというふうに思います。そのように理解をしたいと思っています。その限りでは私も、つまりどんな教育長であってもそれは同じなわけですよ。つまりそこについてのふり幅は、学校教育に関する、公教育に関することに限ってはいいのだと、それであれば私はいいそのことそこには新指導要領というものが座った方がよろしいのではないかと思いますけれども、これはここまでにしておきたいと思っています。

今の三番目の質問、三つほどについてお願いいたします。

○市長（石川彌八郎君） 九十億ドルが地方自治体にどのような影響を及ぼすかということですが、地方財政上は特別の影響はないと思うのでありますが、石油臨時特別税というものが創設されますから、そういった点ではいささかの関連性は出てくるかと思っています。

また、受信料の問題でございすけれども、先ほども申し上げましたけれども、国への要請を一層強力にやっていくということでございまして、したがいまして、市の独自負担というものは今のところはまだ検討いたしておりません。

それから情報公開について、この条例の精神ということでございますけれども、これは十五の市がやっておるわけでございまして、いろいろとそれらを研究いたした上で検討していきたいと、かようなところでございます。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 情報公開に関連いたしましたして、個人情報の保護について、条例化の問題はどうなっているのかと、そういうふうな御質問でございすが、現在個人情報の関係の条例化に向けてのプロジェクトが一応できておりまして、その中で今検討を進めておりまして、その結論が出次第、条例化に踏み切りたいと、そのように考えております。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） ごみの収集の件で、どうなっているのかという質問でございすが、私の方の考えといたしましては、やはりごみの収集については町村ごとに収集しなければならぬというふうには思っておるわけでございますが、公益的な処分とか何とかいうことになりましたと、定期的にどうしても